平成２６年（フ）第４１号
宮崎県日南市大堂津２丁目８番１―315号
債務者　野末　佑衣（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第３１１号
鹿児島県鹿児島市西伊敷７丁目29番41―25号
債務者　関山　茂広
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３１２号
鹿児島県鹿児島市西伊敷７丁目29番41―25号
債務者　関山　里美
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
秋田県潟上市天王字追分101番地119
債務者　澤田　キミ
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７６号
秋田市寺内蛭根３丁目20番19号
債務者　佐々木良雅
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８５号
秋田市仁井田本町１丁目17番30号、住民票上の住所秋田市御野場６丁目13番４号
債務者　児玉　陽子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１７号
茨城県取手市駒場４丁目５番22―203号
債務者　田中　聖二
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
長野県安曇野市豊科4997番地13
債務者　金原喜久男
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１９８号
兵庫県西宮市鳴尾町５丁目４番24号、前住所兵庫県川西市東多田３丁目22番７―205号
債務者　松本　　隆
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４４号
愛媛県宇和島市別当３丁目３番41号　県営住宅宮の下団地
債務者　吉田　知古
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第９４号
福岡県飯塚市立岩1164番地４　ステーションコーポ立岩208
債務者　西村　元克
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２４７号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀256番地１
債務者　大塚　真弘
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４９号
佐賀県小城市三日月町樋口1013番地２　アーバンハイツ三日月Ａ102号
債務者　荒木こと　宮﨑　輝子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７４号
熊本県菊池郡大津町大字大津521番地７
債務者　本多　秀行
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７５号
熊本県菊池郡大津町大字大津521番地７
債務者　本多　照美（旧姓稲原）
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２２号
千葉県松戸市西馬橋広手町99番地の２　第二プレミールオンダＡ―３号
債務者　清野　義弘
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部